

生活福祉資金貸付制度

この制度は、低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。



◆貸付対象

次のいずれかに該当する世帯で、他からの借入が困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯に貸付を行います。

低所得世帯	必要な資金を他から借り受けすることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)
障害者世帯	身体障害者手帳・「療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が属する世帯
高齢者世帯	65歳以上の常時介護を要する、療養が必要である高齢者がいる世帯
生活保護受給世帯	生活保護を受給中で、福祉事務所長の許可を得た世帯

いずれの資金も「低所得である」、「障害者が同居している」という理由だけでお貸しできるものではありません。

※生活福祉資金は「個人」への貸付ではなく「世帯」への貸付という趣旨で運営しています。

- 1) 神奈川県内に住民票があり、居住している事実を確認できる方が対象です。
- 2) 外国人の場合は、外国人登録が行われていて、在留資格が確認できること(外国人登録票の提出)、将来とも日本国内で永きにわたり住み続ける見込みのあることが必要です。
- 3) 母子世帯等の方は、まず「母子福祉資金貸付制度」「寡婦福祉資金貸付制度」をご利用ください。
- 4) 原則として連帯保証人が必要です。

◆貸付資金

総合支援資金	失業等により日常生活全般に困難を抱えている方を対象として、必要な資金の貸付けと、社会福祉協議会やハローワーク等による継続的な相談支援をセットで行い、生活の立て直しや経済的自立を図ることを目的とした貸付です。	
	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活で貯うことが困難である費用 就職、転職を前提とした技能習得に要する費用　滞納している公共料金等の立替費用 債権整理をすすめるために必要な費用　など
福祉資金	生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付です。	
	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費　など
	緊急小口資金	・緊急かつ一時に生計の維持が困難になった場合に貸し付ける少額の費用
教育支援資金	学校教育法に定められた高等学校、大学などへの進学や通学に必要な経費を貸付です。	
	教育支援費	・高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費
	就学支度費	・高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金	高齢者世帯に対し、一定の住居不動産を担保とする貸付です。	

◇貸付審査の都合上、資金貸付までに1ヶ月以上かかることがあります。

◇審査により貸付の目的を達成する見込みがなく、償還が無理であると判断した場合や、借入申込書及び添付書類の記載事項や内容に虚偽がある場合、資金貸付は行いません。

◇事業の目的達成に必要な範囲に限り、関係機関・者に対して個人情報を提供し、提供されることがあります。貸付契約時に同意書に署名をいただきます。

(鈴木)